

益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例

条文解説

益田市福祉環境部人権センター

構成・目次

| | |
|-----------------------------|----|
| ○条例制定にあたり | 2 |
| ○益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例（条文解説） | |
| 前文 | 3 |
| 第1条（目的） | 5 |
| 第2条（定義） | 6 |
| 第3条（基本理念） | 6 |
| 第4条（市の責務） | 7 |
| 第5条（市民の責務） | 7 |
| 第6条（事業者の責務） | 8 |
| 第7条（人権侵害行為の禁止） | 8 |
| 第8条（基本計画） | 9 |
| 第9条（推進体制の整備） | 9 |
| 第10条（年次報告） | 9 |
| 第11条（人権教育及び人権啓発） | 10 |
| 第12条（相談及び支援体制の充実） | 10 |
| 第13条（益田市人権施策推進審議会の設置） | 10 |
| 第14条（審議会の組織等） | 11 |
| 第15条（委任） | 11 |
| 附則 | 12 |

条例制定にあたり

本市はこれまで、人権が尊重される社会の実現に向けて、差別や偏見をなくし、個性や多様性を認め合い、誰もが平等に社会参画できる環境づくりを進めてきました。

しかしながら、2021年（令和3年）3月に実施した人権・同和問題に関する市民意識調査では、「益田市は、（どちらかといえば）人権が尊重される社会になっていると思わない」と回答された方が全体の30%を超え、また、2016年（平成28年）に行った前回調査に比べ、人権意識の低下や無関心な人の増加も明らかになるなど今後の課題も浮き彫りになりました。

加えて、近年では、インターネットを通じた特定の個人・団体への誹謗中傷など情報化の進展や社会情勢の変化に伴う新たな形態の問題も生じており、解決すべき問題は多様化・複雑化してきています。

こうしたなか、人権尊重・擁護の気運は全国的にも高まっており、社会全体で問題解決に取り組む意識の醸成を目的に、自治体や住民等の責務を明らかにした人権条例を制定する自治体は少なくありません。

本市においても、市の実情に応じた条例案を検討するため、人権活動団体へのヒアリングを実施したほか、教育関係者や社会福祉団体の代表者等で構成する益田市人権・同和問題解決推進委員会で協議を行い、パブリックコメントによる意見聴取を経て、このほど、市民と行政の協働による「益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例」の制定に至りました。

益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例（条文解説）

前文

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたう世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理である。

我が国では、基本的人権の保障と法の下での平等を定めた日本国憲法の下、国際人権規約をはじめとした多くの国際人権諸条約が締結されたほか、虐待防止や差別解消等、人権の擁護に資する個別の法整備も進むなど、人権尊重社会の形成に向けて様々な取組が行われてきた。

本市においても、この間、人権の尊重とその擁護を基本とし、明るく住みよい平和な社会環境の醸成を目指して、人権尊重都市とすることを宣言したほか、人権教育及び人権啓発の指針となる益田市人権・同和問題基本計画を策定し、人権尊重を基調とした施策の推進に努めてきたところである。

しかしながら、今もなお、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等の人権に関する問題、性的指向及び性自認を理由とする差別や偏見などの問題は存在しており、さらには、インターネット上での悪質な書き込みや誤った情報の流布による人権侵害など、情報化の進展に伴う新たな課題も生じている。

このような状況の中、誰もが平等に社会に参画し、生き生きとした人生を享受することのできる社会をつくっていくためには、市民一人一人が人権問題について正しく理解した上で、差別を許さない、差別を解消していくという意思を態度や行動に表していく必要がある。

ここに本市は、全ての市民が基本的人権を有する個人として尊重され、互いの個性や多様性を認め合うことのできる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

【解説】

前文では、この条例の背景や趣旨を明らかにしています。

第1段落では、世界人権宣言の理念を述べています。

第2段落では、国際人権規約をはじめ人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約等の国際人権諸条約の締結や人権擁護に関する法整備など、人権尊重社会の形成に向けて取り組まれてきた国の状況について説明しています。

第3段落では、本市におけるこの間の取組状況を説明しています。条文に例示するもののほか、1997年（平成9年）に設置した益田市人権センターでは、人権尊重の推進とその擁護のための事業及び社会福祉法に掲げる隣保事業に取り組んでいます。

第4段落では、同和問題など現在も存在する人権問題の状況を述べるとともに、情報化の進展に伴う新たな課題が生じていることを述べています。

第5段落では、人権尊重の社会を形成するための考え方を述べています。市民一人一人が人権問題について正しく理解し、差別を許さない、差別を解消していくという意思を態度や行動に表していく必要があることを説明しています。

第6段落は、それぞれの段落で説明した内容をもとに、条例制定に向けた決意を述べています。

【参 考】

1 益田市の人権尊重都市宣言について

1994年（平成6年）に決議した人権尊重都市宣言の内容は次のとおりです。

今日の産業・経済の進展と国民生活の向上は目覚ましいものがあります。その反面、複雑多様化する社会情勢の中において、人はすべて生まれながらにして人間として尊ばれ、生きる権利を有しているにもかかわらず、ややもすると利己主張・人命軽視の風潮や、差別意識の温存、法秩序軽視など、人権尊重思想の不徹底等が懸念され、誠に憂慮に耐えないところであります。

憲法が指し示す人権の尊重とその擁護こそは、地域づくりの基本をなすものであり、その思想をより広く、かつ深く全市民に浸透させ、明るく住みよい平和な社会環境を醸成するため、人権尊重都市とすることを宣言する。

上 決議する。

平成6年3月25日

益 田 市 議 会

2 益田市人権・同和問題基本計画について

本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条の規定に基づき策定するもので、2002年（平成14年）に策定して以降、概ね5年ごとに見直し・改定を行ってきています。

2022年（令和4年）3月に策定した現計画の期間は、2026年度（令和8年度）までの5年間となっています。

(目的)

第1条 この条例は、差別のない人権尊重の社会づくりに関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本的な事項等を定めることにより、あらゆる差別、偏見その他の人権問題の解消を推進し、もって市民一人一人の人権が尊重され、互いの個性や多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的とする。

【解 説】

本条は、条例の目的を定めたものです。

前文とも整合性を図り、あらゆる差別や偏見など人権問題の解消を推進し、もって市民一人一人の人権が尊重され、互いの個性や多様性を認め合う社会の実現を図ることが条例の目的であることを示しています。

【参 考】

1 本条例における「市の責務等」に関する条文は次のとおりです。

- ・市の責務（第4条）
- ・市民の責務（第5条）
- ・事業者の責務（第6条）

2 本条例における「施策の基本的な事項等」に関する条文は次のとおりです。

- ・人権侵害行為の禁止（第7条）
- ・基本計画（第8条）
- ・推進体制の整備（第9条）
- ・年次報告（第10条）
- ・人権教育及び人権啓発（第11条）
- ・相談及び支援体制の充実（第12条）
- ・益田市人権施策推進審議会の設置（第13条）
- ・審議会の組織等（第14条）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有し、市内に通勤し、又は市内に通学する者をいう。
- (2) 事業者 営利又は非営利にかかわらず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

【解説】

本条は、この条例で使用する用語の定義を規定しています。

(1) 市民とは

益田市内に住所を有する方のほか、市内で働く方や市内の学校に通学する方を市民としています。

(2) 事業者とは

店舗、工場、会社等の営利を目的とする組織のほか、NPO法人、病院、学校、社会福祉法人等の非営利又は公共的な事業を営む個人、法人、その他の団体を事業者としています。

(基本理念)

第3条 差別のない人権尊重の社会づくりは、全ての市民が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという考えの下、多様な価値観を認め合い、共に支え合う社会を実現することを基本として取り組まなければならない。

【解説】

本条は、この条例の基本理念を定めたものです。

差別のない人権尊重の社会づくりを進めるためには、全ての市民が基本的人権を有する個人として尊重されるものであるとの考えに基づきます。

その考えの下で、多様な価値観を認め合い、共に支え合う社会を実現することを基本に取り組むことを規定しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、差別のない人権尊重の社会づくりに関し必要な施策（以下「人権施策」という。）を積極的、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

【解説】

本条は、市の責務を規定しています。

市政のあらゆる分野において、市の全部局等が人権尊重の視点を基本として取り組むことを定めています。

あわせて、差別のない人権尊重の社会づくりに必要な施策を積極的、総合的かつ計画的に推進することを規定しています。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが、差別のない人権尊重の社会づくりの担い手であるということを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、あらゆる生活の場において、互いの人権を尊重するよう努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、差別、偏見その他の人権問題の解消に向け、自らも積極的かつ主体的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

本条は、市民の責務を規定しています。

第1項では、市民は、自らが、差別のない人権尊重の社会づくりを進めるための大事な担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、生活のあらゆる場において互いの人権を尊重するよう努めることを規定しています。

第2項では 差別や偏見などの人権問題の解消に向け、市民自らも積極的かつ主体的な役割を果たすよう努めること、市が実施する人権施策に協力するよう努めることを規定しています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らが、差別のない人権尊重の社会づくりの担い手であるということを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、事業活動に関わる者の人権を尊重するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図る等、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

本条は、事業者の責務を規定しています。

第1項では、事業者は、自らが、差別のない人権尊重の社会づくりを進めるための大事な担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるほか、事業活動に関わる者の人権を尊重するよう努めることを定めています。なお、ここでの「事業活動に関わる者」とは、従業員のほか、顧客、取引先関係者なども含みます。

また、第2項では、人権研修等を通じて従業員の人権意識の高揚を図るなど、事業活動にあたっては、人権尊重の視点を基本として取り組むこと、市が実施する人権施策に協力するよう努めることを規定しています。

(人権侵害行為の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域、インターネット上その他のあらゆる場所及び場面において、差別的言動、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

【解説】

本条では、他人の権利利益を侵害する行為を人権侵害行為とし、社会の共通認識となるべき規範を明示する趣旨からその禁止規定を設けています。

条文では、差別的言動、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷を例示していますが、このほかにもセクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、パワー・ハラスメント、体罰などの行為も含みます。

(基本計画)

第8条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に実施するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、第13条に規定する益田市人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。

【解説】

本条は、市が人権施策を実施するための基本計画を策定すること、同計画を策定又は変更した際は第13条に規定する益田市人権施策推進審議会の意見を聴くこと、加えて、計画を策定又は変更したときはこれを公表することを定めています。

(推進体制の整備)

第9条 市は、基本計画に基づく人権施策を実施するため、必要な体制の整備をするものとする。

【解説】

本条は、市が基本計画に基づく人権施策の実施のための推進体制を整備することを定めています。

現在は、人権教育及び人権啓発の施策の推進等に関する庁内組織として、関係部課の職員で構成する益田市人権施策推進委員会を設けており、この委員会が引き続き、本条に規定する推進体制の役割を担うことを想定しています。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年度、基本計画に基づく人権施策の実施状況を第13条に規定する益田市人権施策推進審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

【解説】

本条では、市長が人権施策の実施状況を第13条に規定する益田市人権施策推進審議会に年度ごとに報告し、公表することを定めたものです。

(人権教育及び人権啓発)

第11条 市は、差別のない人権尊重の社会づくりを推進するため、あらゆる機会をとらえて人権教育(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第2条に規定する人権教育をいう。)に取り組むとともに、人権啓発(同条に規定する人権啓発をいう。)の充実に努めるものとする。

【解説】

本条は、市が差別のない人権尊重の社会づくりの推進のため、あらゆる機会を通じて人権教育に取り組むほか、人権啓発活動の充実に努めることを規定しています。

(相談及び支援体制の充実)

第12条 市は、人権侵害行為に関するあらゆる相談に的確に応じるとともに、必要な支援を行うため、国、県その他の関係機関と連携し、相談及び支援体制の充実に努めるものとする。

【解説】

本条は、人権侵害行為に関する相談及び支援体制について規定しています。

市民より人権侵害行為に関する相談が寄せられた場合、相談者が抱える悩みや問題を聴き取り、国、県、その他関係機関と連携し、それぞれの事案に応じて適切な相談・支援対応が図れるよう、その体制の充実に努めます。

(益田市人権施策推進審議会の設置)

第13条 次に掲げる事務を行わせるため、益田市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、第8条第2項の規定により市が策定する基本計画に関し必要な事項について調査し、及び審議すること。
- (2) 第10条の規定による人権施策の実施状況に係る市長からの年次報告に関し必要な意見を述べること。
- (3) 前2号のほか、市長の諮問に応じ、差別のない人権尊重の社会づくりの推進のために必要な事項について調査し、及び審議すること。

【解説】

本条は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として益田市人権施策推進審議会を設置すること、また、その審議会の役割等について定めています。

(審議会の組織等)

第14条 審議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 社会福祉団体の代表者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の会議の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、益田市人権施策推進審議会の組織や運営について定めています。

また、この条文に規定するもののほか、必要な事項は規則で定めることとしています。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条では、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定めることができるよう委任規定を設けています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている益田市人権・同和問題基本計画は、第8条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(益田市附属機関設置条例の一部改正)

- 3 益田市附属機関設置条例(平成25年益田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部益田市人権・同和問題解決推進委員会の項を削る。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年益田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「人権・同和問題解決推進委員会委員」を「人権施策推進審議会委員」に改める。

【解 説】

附則においては、施行期日や経過措置のほか、本条例の制定に伴う関係条例の一部改正について規定しています。

【参 考】

- 1 施行期日について

施行期日とは、法律の効力が発生する時期をいい、本条例においては、令和7年4月1日としています。

- 2 経過措置について

現在の益田市人権・同和問題基本計画の終期が2026年度(令和8年度)であることから、次期計画を策定するまでの間は、この計画を第8条第1項の規定により策定された基本計画とみなすこととしています。